

国宝・重要文化財（建造物）防火対策ガイドラインの活用方法

1 世界遺産又は国宝等において整備等が必要となる防火設備等の把握の手順

- (1) 世界遺産又は国宝等の所有者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、本ガイドラインの「基本的な考え方・点検事項」、「具体的な対応策」欄の点検項目について☑を記載（棟ごとに御確認ください）。
- (2) (1)の結果を踏まえ、所有者等において対応すべき事項（火気管理の点検）、防火設備の整備が必要な事項、文化財の敷地外の周辺地域において防火設備の整備が必要な事項を整理。
- (3) このうち、特に、防火設備の整備が必要な事項について、市区町村の消防部局、都市整備部局、都道府県教育委員会、市区町村の教育委員会から技術的助言を得て内容を精査。

2 所有者等によるガイドラインを活用した自主点検

(1)のほか、本ガイドラインは、所有者等が建造物の燃焼特性（脆弱性）を理解するとともに、防火設備等の整備、訓練の充実、その他の防火対策について検討・実施することに役立つ内容となっていますので、幅広くご活用いただきたいと考えています。

【別紙】国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン			
都道府県	指定名称		入力日： 令和元年 月 日
	(複数棟まとめて確認する場合は、どの棟が対象であるか明確に記載すること。)		入力者：
特性		基本的考え方・点検事項	
1) 建造物固有特性について		点検項目(点検したかなど)	
1-1 構造について		基本計画等	
主たる構造が木造である。	・内部での火災が急激に拡大する危険性がある。 柱梁等の主要構造物が木材でできている。	・歴史的な建造物で用いられる材料の多くは木材で着火しやすい、また防火区画がされていない等の理由により火災の進展が早いなど、総じて火災に対して脆弱です。このため、日常的な火気管理、出火防止策に力を入れましょう。	【日常的な火気管理、出火防止策】 1) 火気の利用を徹底するため、たばこ、たき火、灯明・ろうそく・線香、取り灰、火消しつぼ、火鉢等、火気利用の際に確認するべき項目についての点検表を策定し、点検を実施しましょう。 ○確認項目を定めた点検表を策定しており、点検表に基づき点検を実施したなら右欄に☑ ⇒点検表を策定していない、又は点検を実施していない場合は「具体的な対応策」へ 2) 電気配線及び器具について、漏電や加熱などによる出火がないように整然と配置されているか等について点検表を策定し、点検を実施しましょう。 ○確認項目を定めた点検表を策定しており、点検表に基づき点検を実施したなら右欄に☑ ⇒点検表を策定していない、又は点検を実施していない場合は「具体的な対応策」へ 3) その他、火気利用に関する点検については、『文化財保存・管理ハンドブック[三訂版]建造物編』（編集発行：公益社団法人 全国国宝重要文化財所有者連盟）等を参考に点検を実施しましょう。 ○点検を実施したなら右欄に☑ ⇒点検を実施していない場合は「具体的な対応策」へ
		・出火した場合、被害を軽減するため、火災の早期発見、初期消火対策を徹底しましょう。	【火災の早期発見】 1) 自動火災報知設備が設置されており、定期的な点検を実施するとともに、経年劣化等による機能低下が見られないか確認しましょう。 ○機能低下が見られない場合は右欄に☑ ⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ
			1) 火気管理に関する点検表を策定し、この点検表に基づき点検を実施しましょう。 ○点検表を策定し、点検を実施したなら右欄に☑
			2) 電気配線及び器具に関する点検表を策定し、この点検表に基づき点検を実施しましょう。 ○点検表を策定し、点検を実施したなら右欄に☑
			3) その他、火気利用の状況に応じて、点検を実施しましょう。 ○点検を実施したなら右欄に☑
			1) 未設置の場合、早急に自動火災報知設備を設置しましょう（消防法施行令第32条に基づく特例により設置免除される場合等を除く）。 また、点検が行われていない場合は、定期的な点検を実施しましょう。 また、機能低下が見られる場合は、定期的な点検の結果を踏まえ、業者と相談し、設備を更新しましょう。 (予定される内容・時期：) ○「予定される内容・時期」を記載したなら右欄に☑

特性	例示	想定される火災リスク等	基本的考え方・点検事項	具体的な対応策
			2) 受信機は、発報した際に迅速に駆けつけられる場所にあることを確認しましょう。 ○迅速に駆けつけられる場所にある場合は右欄に☑ ⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ 【初期消火対策】 1) 消火器具（消火器、水バケツ等）が設置されており、定期的な点検を実施するとともに、経年劣化等による機能低下が見られないか確認しましょう。 ○機能低下が見られない場合は右欄に☑ ⇒設置されていない又は機能低下が見られる場合は「具体的な対応策」へ	2) 迅速に駆けつけられる場所に受信機を移動するか、副受信機を設置するなど対策を検討しましょう。 (予定される内容・時期：) ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑
			2) 既存の屋内消火栓設備等の消火設備を使用し、夜間などを含め常時円滑な消火活動が行えるか確認しましょう。 ○常時円滑な消火活動が行える場合は右欄に☑ ⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	1) 未設置の場合、早急に消火器具を設置しましょう(消防法施行令第32条に基づく特例により設置免除される場合を除く)。 また、点検が行われていない場合は、定期的な点検を実施しましょう。 また、機能低下が見られる場合は、定期的な点検の結果を踏まえ、業者と相談し、設備を更新しましょう。 (予定される内容・時期：) ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑
			3) 既存の屋内消火栓設備等の消火設備は、定期的な点検を実施するとともに、経年劣化等による機能低下が見られないか確認しましょう。 ○機能低下が見られない場合は右欄に☑ ⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	2) 次のような対応により、夜間などを含め常時円滑な消火活動が行えるよう検討しましょう。 例・消火体制の確保について関係者等と協議する。 ・一人でも操作可能な易操作性の消火栓設備への更新を検討する。 ・ホースの口径を細いものにするなど、操作性を向上させることを検討する。 (予定される内容・時期：) ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑
			4) 既存の屋内消火栓設備等の消火設備を用いた訓練を定期的にしましょう。 ○訓練を定期的に行っていたら右欄に☑ ⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	3) 点検が行われていない場合は、定期的な点検を実施しましょう。 また、機能低下が見られる場合は、定期的な点検の結果を踏まえ、業者と相談し、設備を更新するなどの対応を検討しましょう。 (予定される内容・時期：) ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑ 4) 計画を立て、訓練を定期的に行いましょう。 (訓練の実施時期：) ○「訓練の実施時期」を記載したら右欄に☑

特性	例示	基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
		想定される火災リスク等	【漏電火災対策】		
		・古い電気配線を使い続けると漏電による火災のおそれがあります。このため、 漏電火災対策 を講じましょう。	1) 漏電火災警報器が設置されており、定期的な点検を実施するとともに、経年劣化等による機能低下が見られないか確認しましょう。 ○機能低下が見られない場合は右欄に☑ ⇒漏電火災警報器が設置されていない又は機能低下が見られる場合は「具体的な対応策」へ	1) 未設置の場合、ラズモタル構造（※）を有している建築物については、早急に設置しましょう。それ以外の建築物においては漏電火災警報器又は漏電ブレーカーの設置を検討しましょう。 また、点検が行われていない場合は、定期的な点検を実施しましょう。 また、機能低下が見られる場合は、定期的な点検の結果を踏まえ、業者と相談し、設備を更新しましょう。 （予定される内容・時期：） ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑ （※）「ラズモタル構造」とは、鉄網入りのモルタル等で造られた壁等の構造をいう。	☐
		2) 電気配線を確認して、漏電のおそれがないか確認しましょう。 ○漏電のおそれのない場合は右欄に☑ ⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		2) 古くなった電気配線の交換等の対応を検討しましょう。 （予定される内容・時期：） ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	☐
		・地震時の 建物倒壊等による火災 が発生する危険性がある。	【耐震対策】 1) 「重要文化財（建築物）耐震診断指針」（平成11年4月8日文化財保護部長裁定、平成24年6月21日改正）等に基づき、耐震診断を実施し、耐震性が確保されているか確認しましょう。 ○耐震診断の結果、耐震性が確認されている場合は右欄に☑ ⇒耐震診断を実施していない場合、又は耐震診断の結果を受けて耐震対策を講じる必要があると診断された場合は、「具体的な対応策」1) - 1、- 2のいずれかへ	下記の1) - 1、- 2のいずれかに☑してください。 1) - 1 耐震診断を実施していない場合は耐震診断を実施し、診断の結果補強が必要な場合は文化財の特性に配慮して耐震補強を実施しましょう。 （予定される内容・時期：） ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑ ⇒「予定される内容・時期」が記載できない場合は、1) - 2 対処方針の作成へ 1) - 2 耐震診断や耐震補強に当面着手できない場合は、当面の間の「対処方針」を作成しましょう。 ○「対処方針」を作成したら右欄に☑ ⇒「対処方針」を作成していないければ、「予定される内容・時期」を記載しましょう。 （予定される内容・時期：） ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	☐

特性		例示	想定される火災リスク等	基本的考え方・点検事項	具体的な対応策
			・地震等の避難時に 電気火災 の危険性がある。	・停電後に、電気が復旧した際に破損した電気配線等から発火する可能性があることから、電気火災防止対策を講じましょう。 【電気火災防止対策】 1) 地震ブレーカー等の電気火災防止対策が講じられているか確認しましょう。 ○対策が講じられていない場合は「具体的な対応策」へ	1) 地震ブレーカー等の電気火災防止対策を検討しましょう。 (予定される内容・時期：) ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑ ⇒「予定される内容・時期」が記載できない場合は、地震時に避難する前にアンペアブレーカーを切る等、安全確認項目を定め、関係者間で周知徹底しましょう。 ○関係者で安全確認項目を定め、関係者間で周知徹底できたら右欄に☑
		・地震時に断水した場合、消火活動ができず、火災が拡大する危険性がある。	・断水時に周辺で火災が発生した場合、又は出火に備え、 耐震性能を有する貯水槽 を整備しましょう。	2) 復電する際の安全確認項目を策定しましょう。 ○策定している場合は右欄に☑ ⇒策定していない場合は「具体的な対応策」へ	2) 復電する場合には、事前にガス漏れ等がないことや電気製品や電気配線の損傷の有無を確認するなど、安全確認項目を定め、関係者間で周知徹底しましょう。 ○関係者で安全確認項目を定め、関係者間で周知徹底できたら右欄に☑
		・地震時に断水した場合、消火活動ができず、火災が拡大する危険性がある。	・断水時に周辺で火災が発生した場合、又は出火に備え、 耐震性能を有する貯水槽 を整備しましょう。	【耐震性貯水槽】 1) 消火設備専用の耐震性能を有する貯水槽が整備されているか確認しましょう。 ○貯水槽が整備されている場合は右欄に☑ ⇒専用の耐震性能を有する貯水槽が整備されていない場合は「具体的な対応策」へ	1) 周囲の消防水利の有無等を踏まえ、必要に応じて耐震性を有する貯水槽の整備を検討しましょう。貯水量は、周辺からの延焼を防止するために使用する消火設備を同時に放水した際に50分間放水できる水量を確保することが望ましいです。 (予定される内容・時期：) ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑ ⇒「予定される内容・時期」が記載できなければ、自主防災組織等の関係者と共に周囲の消防水利の場所を確認し、地震時の出火に備えた対応策について協議しておきましょう。 ○関係者と協議ができたら右欄に☑
		・放火による火災の危険性がある。	・放火を抑止するため 警戒を徹底し、可燃物等の整理 をしましょう。	【警戒の徹底】 1) 巡視や監視（人感センサーや監視カメラによる機械警備を含む）が実施されているか確認しましょう。 ○巡視や監視が実施されている場合は右欄に☑ ⇒実施されていない場合は「具体的な対応策」へ	1) 定期的に巡視や監視を実施しましょう。 ○関係者と協力し、定期的な巡視や監視を実施する体制を整えたら右欄に☑

特性				例示		基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
想定される火災リスク等				【可燃物等の整理】		【漏電火災対策】			
小屋組が木造である。	木造の小屋組	・漏電等により小屋内部での火災が発生した場合は、大規模な火災につながる危険性がある。		1) 可燃物等の整理、管理を徹底しよう。 ○可燃物等が部外者の目に届かない場所に設置してあれば右欄に☑ ⇒可燃物等が整理、管理されていないければ「具体的な対応策」へ		1) 電気配線を確認して、漏電のおそれがないか確認しよう。 ○漏電のおそれがない場合は右欄に☑ ⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		1) 可燃物等を整理し、管理しよう。 ○可燃物等が部外者の目の届く場所に設置しないよう移動させる、あるいは整理整頓したら右欄に☑	
				【保存・管理】 1) 屋根に毀損箇所がないか、点検を実施しよう。 ○点検を実施したら右欄に☑ ⇒点検を実施して、毀損等が認められたら「具体的な対応策」へ		1) 古くなった電気配線の交換等の対応を検討しよう。 (予定される内容・時期： ⇒「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑		1) 毀損箇所を修理しよう。 (予定される内容・時期： ○修理の「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑ ⇒修理の「予定される内容・時期」が記載できない場合は「当面の毀損拡大防止策」を記載しよう。 (当面の毀損拡大防止策： ○「当面の毀損拡大防止策」を記載したら右欄に☑	
吹抜けや大規模な小屋組等、大規模な空間を有する。	大講堂、高い天井を持つ居室、大規模な木造小屋組	・迅速に駆けつけることができないため初期消火が困難であり、急激に火災が拡大する危険性がある。	・大規模な小屋組や大規模な空間を持つ場合は、火災が発生した場合に被害を拡大させないよう、火災の拡大防止策を講じよう。	【拡大防止策】		1) 高い天井や小屋組等、火災時に所有者等により初期消火を有効に行うことが困難である部分に対して、次に掲げるような火災の拡大防止策が講じられているか確認しよう。 ・スプリンクラー設備等の設置 ・界壁や防火区画の設置 ○上記の対策が講じられていない場合は「具体的な対応策」へ ⇒対策が講じられていない場合は「具体的な対応策」へ		1) 文化財の保存に影響を与えない範囲で、修理等の機会等を捉えて、文化財建造物の状況に応じた火災の拡大防止策を検討しよう。 (予定される内容・時期： ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	
				2) 火災時に所有者等により初期消火を有効に行うことが可能である部分に対して、屋内消火栓設備など消火設備の設置を検討しよう。また設置した際には、出火時の対応を訓練等を通じて関係者と協議しておきましよう。 (予定される内容・時期： ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑				2) 火災時に所有者等により初期消火を有効に行うことが可能である部分に対して、屋内消火栓設備など消火設備の設置を検討しよう。また設置した際には、出火時の対応を訓練等を通じて関係者と協議しておきましよう。 (予定される内容・時期： ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	